

転入・転出等の手続きを 忘れずにお願ひします

転入・転出

3月から4月にかけては、転入・転出が多くなります。手続きについては次の点に注意してください。

なお、異動届出の際には、運転免許証、健康保険証など、本人であることを確認できるものをご持参ください。

また本人、世帯主及び世帯員以外の方が届出される場合は委任状が必要です。

■ 転出するとき

転出予定日と転出先が確定してから届出をしてください。

必要なもの

印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)、印鑑登録証(登録者のみ)、後期高齢者医療保険証(該当者のみ)、子ども医療費受給者証(該当者のみ)、介護保険証(該当者のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

■ 転入するとき

転入した日から14日以内に届出をしてください。

必要なもの

転出証明書または住民基本台帳カード(当該カードで転出手続きをした方)、印鑑、年金手帳(基礎年金番号通知書)、外国人の方は在留カード(特別永住者証明書)

■ 転居する(市内で住所が変わる)とき

転居した日から14日以内に届出をしてください(予定では受け付けできません)。

必要なもの

印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)、後期高齢者医療保険証(該当者のみ)、子ども医療費受給者証(該当者のみ)、介護保険証(該当者のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、外国人の方は在留カード(特別永住者証明書)

■ 問合せ 市民生活課市民係
TEL 72-1111(内線141・143)

消費税率が引き上げられます

消費税

消費税(地方消費税を含む)の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分(個人事業者の場合は平成26年分)の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。

なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であつても、旧税率が適用される場合があります。

■ 問合せ 知税務署 TEL 832411(自動音声案内)

軽自動車税の名義変更・ 廃車手続き等について

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在で市に登録されている軽自動車の所有者又は使用者に納めていただく税金です。4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをした場合でも、月割ではなく、その年度の税額を全額納めていただくことになりますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行ってください。

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをとってください。手続きの際は印鑑

ナンバープレート(廃車の場合)、車台番号(新規登録の場合)等を持参してください。

■ 手続き・問合せ先

○ 原動機付自転車(50cc) 125cc及び小型特殊自動車 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

○ 軽自動車・小型二輪及び自動車(126cc以上)

全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所 TEL 099-261-4011

高齢者元気度アップ・ ポイント事業

健康づくり

今年度の交換期限が迫っています

平成25年度の高齢者元気度アップ・ポイント事業のポイント交換は、3月31日までの10ポイント(1000円分)以上たまる枕崎商工会議所発行の商品券と交換できます。交換がお済みでない方は、お早目に交換をお願いします。(介護保険料の滞納がある方はポイント交換できません)

● ポイント交換の手順

① 市役所で引換券を受け取る

市役所福祉課で引換券を発行します。ポイント手帳、身分証明証を持参のうえ、必ずご本人がお越しください。

② 商工会議所で商品券と交換

商工会議所で引換券と商品券を交換します。身分証明証と市役所で交付された引換券を持参してください。

※9ポイントまでは来年度へ繰り越し可能です。手帳は来年度も引き続き使用してください。

来年度も実施

来年度も「高齢者元気度アップ・ポイント事業」を実施します。参加者は随時募集していますので、ぜひ参加してください。

対象者 65歳以上の枕崎市民(介護保険第1号被保険者)

● 対象活動 ※対象活動は今後も追加予定です。

長寿健診	結果報告会	特定健診	乳がん検診
子宮がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	特定保健指導
人間ドック	簡単筋トレ教室	筋トレサロン	栄養改善教室
男性料理教室	高齢者栄養教室	転倒予防教室	へるすあっぷ体操教室
市民健康教室	ウォーキング大会	健康体操教室	高齢者食改善事業
口腔機能向上教室	ダイエットコンテスト	食改善推進員による料理教室	地域づくり成人講座
高齢者交通安全教室	まくらざき学校応援団	高齢者学級	青少年育成講座
シルバー人材センター交通安全講習	コミュニティスポーツフェスタ	市民運動会	枕崎市民大学

● 活動の流れ

① 福祉課に参加登録。ポイントカードを受け取る。

② 活動に参加

③ ポイントシールを受け取る

④ 商工会議所で商品券に交換



「高齢者元気度アップ・ポイント事業」の流れは次のとおりです。不明な点は福祉課までお問い合わせください。

■ 問合せ 福祉課高齢者介護保険係 TEL 72-1111(内線133)

3月は市税等滞納整理 強化月間です

滞納整理

市税等の納め忘れに
ご注意ください

市税は福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業に使われる最も大切な財源であり、私たちが安心して安全な暮らしをするために欠かせないものです。

また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、私たちが医療や介護サービスを受けられるようにするために使われています。市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに、督促手数料や延滞金も納めなければならなくなります。市税等の納め忘れがある方は、お早めに納付をお願いします。

■ 差押えを強化します

市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3・5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組みます。納税について誠意の見られない滞納者に対しては、給与

納税が困難な場合は
ご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに市役所税務課にご相談ください。

■ 便利で確実な「口座振替」のご利用を

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間がはぶけ、納め忘れもなく便利で安心です。

■ 問合せ 税務課管理収納係
TEL 72-1111(内線152・153)

3月 休日の市税納付窓口を 開設します

平日に仕事などで市税等を納めに行く時間のない方や、納付についてお困りの方のために、休日の納付窓口を開設いたします。

また、納付についてのご相談もお受けしておりますので、お気軽にご利用ください。
※税の賦課に関するお問合せには回答いたしかねます。ご了承ください。

■ 窓口開設日 3月16日(日) 午前8時30分から午後5時15分まで

■ 開設の場所 市役所税務課15番窓口

■ 納付できる市税等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

■ 問合せ 税務課管理収納係 TEL 72-1111(内線152・153)

※お越しの際は宿直室で「市税の納付に関すること」で来庁したことをお伝えください。宿直者からの連絡により税務課職員がご案内します。